

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 7 年 10 月 16 日

札幌地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 札幌地方検察庁 令和 7 年第 1 号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 7 年 10 月 16 日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間 令和 6 年 11 月 18 日から同月 19 日までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

小林大輔らを構成員とする犯行グループが、金融庁職員を装って被害者方に電話をかけ、被害者方を訪問する金融庁職員に現金やキャッシュカードを預けてほしいと申し向け、信用した被害者から現金、キャッシュカードをだまし取った上、同キャッシュカードを使用して、現金自動預払機から現金を引き出して盗んだ行為

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 上記小林大輔らが支給対象犯罪行為において使用した氏名

ハセガワ、ワタナベ

(2) 主な犯行態様

ア 金融庁職員を装って被害者方に電話をかけ

(ア) 被害者名義の金融機関口座の不正利用が判明し、口座の凍結措置が必要となるので、被害

者方を訪れた金融庁職員にキャッシュカードを預けてほしいなどうそを言い、信用した被害者から封筒入りキャッシュカードの交付を受けた後、被害者が目を離した隙に、あらかじめ用意していたトランプ入りの別封筒とすり替えて盗む

(イ) 現金を自宅に置いておくと危険であるので、被害者方を訪れた金融庁職員に現金を預けてほしいなどうそを言い、現金等をだまし取る

イ 前記ア(ア)において不正に入手したキャッシュカードを現金自動預払機に挿入して、被害者名義の金融機関口座から現金を引き出して盗む

5 開始決定の時における給付資金の額 金 729 万 5,560 円

6 支給申請期間 令和 7 年 10 月 16 日から令和 7 年 12 月 16 日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 裁判所名 札幌地方裁判所

(2) 裁判年月日 令和 7 年 5 月 30 日

(3) 確定年月日 令和 7 年 6 月 14 日

(4) 被告人の氏名 小林 大輔

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、氏名不詳者らと共謀の上

第 1 令和 6 年 11 月 18 日、氏名不詳者において、被害者方に金融庁職員を装った電話をかけ、自宅内に現金を置いておくと危険であるので、被害者方を訪問する金融庁職員に現金を預けてほしい旨うそを言い、同日、金融庁職員を装い被害者方を訪問した被告人が、金融庁職員

として現金を預かるものと信用した被害者から現金 165 万円の交付を受けて詐取した。

第 2 同年 11 月 18 日、北海道札幌市内のコンビニエンスストアに設置された現金自動預払機に、前記第 1 の被害者から窃取したキャッシュカードを挿入して、現金合計 320 万 6,000 円を引き出して窃取した。

(罪名)

詐欺、窃盗

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎

札幌地方検察庁 被害回復給付金事務担当 電話番号 011-261-9355

○ 上記 3 の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して 30 日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（札幌地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記 8 のとおり）。

○ 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査の申立てがなされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。

(2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○ 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から 30 日以内（送

達を受けた日の翌日から起算します。)に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（札幌地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。